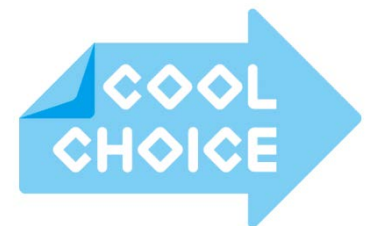


2019年度（平成31年度） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業） 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業 概要

平成31年4月
（公募説明資料）

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

Ver.1.0



補助事業について



地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業

2019年度予算（案）
842百万円（842百万円）

地球環境局
地球温暖化対策課国民生活対策室

背景・目的

- ・2030年度に2013年度比26%のCO2削減の目標を達成するためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅な排出削減が必要であり、平成28年5月には、国民一人一人の自発的な行動を促進するため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改正温対法案が成立、地球温暖化対策計画が閣議決定された。
- ・目標達成のためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要である。特に、2018年3月に閣議決定された第5次環境基本計画においても、「低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を展開する。」とされたところであり、地域你的生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進し、住民の意識改革や自発的な温暖化対策への取組の拡大・定着を目指す。
- ・本事業を実施することにより、2020年度までに国民の地球温暖化防止の取組の必要性についての理解度（関心度）90%以上、「COOL CHOICE」の認知率50%以上、個人賛同600万人、企業賛同40万団体を得ることを目的とする。

事業概要

- (1) 地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業 700百万円
- (2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業 142百万円

期待される効果

本事業を実施することにより、2020年度までに国民の地球温暖化防止の取組の必要性についての理解度（関心度）90%以上「COOL CHOICE」の認知率50%以上、個人賛同600万人、企業同40万団体を得る。

（1）地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業

地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、基礎自治体の首長が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」を地域内における企業・民間団体等の各主体と連携して、通年にわたり展開する普及啓発活動に対して支援する。

補助対象：定額補助（平成28年度～）

取組実施：約1,700自治体に対して100箇所程度、民間企業等10箇所程度
環境省→非営利法人→市区町村

地方公共団体と連携して事業を行う民間企業等



<市町村長等が宣言>

<地域の住民や各種団体と協力した普及啓発活動>

<地域住民の意識改革や自発的な取組が拡大・定着することで低炭素社会へ>

（2）地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

地域の積極的な取組もさることながら、住民のマインドに対しても行動を起こすための意識改革や自分事化を重層的・波動的に訴えかける必要がある。

地球規模や身近な温暖化の現状、さらには国、地域並びに企業の取組等を、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用して継続的に情報発信することで、地域住民の意識に温暖化問題を浸透させる。



補助対象：定額補助
（平成29年度～）

取組実施：27カ所程度
環境省→非営利法人→民間企業等

I . 補助事業の概要

1 . 補助金の目的と性格①

- 本事業は、日本の約束草案に掲げられた2030年度の温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な取組を促すため、地方公共団体やコミュニティ放送局、ケーブルテレビ局を運営する民間企業及び一部事務組合等の地域密着型の放送メディアが、地域の住民や各種団体と連携して、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた普及啓発活動を通年に亘り展開することにより、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組の推進や住民の意識改革、さらには自発的な取り組みの拡大・定着を図り、もって地球環境保全につなげることを目的としています。

1. 補助金の目的と性格②

- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付要綱（平成29年3月29日付け環地温発第1703297号。以下「交付要綱」という。）及び地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業実施要領（平成29年3月29日付け環地温発第1703298号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定を解除する措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

2. 補助金交付の対象となる事業

(2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

1) 対象事業の要件

自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、「COOL CHOICE」の認知度及び関心度の向上を図り、地域住民の意識を向上させることを目的に、コミュニティ放送局、ケーブルテレビ局を運営する民間企業及び一部事務組合等地域密着型の放送メディアが市区町村と連携し、ほぼ通年（事業の実施期間）にわたり継続的に情報の発信を行う事業であること。

2) 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同している、次の各号を運営する民間企業及び一部事務組合等とします。

ア コミュニティ放送局（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第5号の第8放送対象地域による基幹放送の区分（4））

イ ケーブルテレビ局（地方公共団体の出資割合が20%以上またはそれと同等とみなせるものに限る）

3) 補助金の交付額（別表第3参照）

定額（500万円を上限とする。）

4) 事業の実施期間

交付決定を受けた日から令和2年2月29日までの間とします。

※当該事業に係る全ての支払を2月末日までに完了している必要があります。

5) 波及効果の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による波及効果を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会による審査を厳正に行います。

【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

(2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

- ア. 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）の認知度及び関心度の向上を図るための通年に亘るコミュニティ放送局、ケーブルテレビ放送局による普及啓発事業であること。
- イ. 地域の地方公共団体と連携した情報やコンテンツの発信事業であること。
- ウ. 地域の住民や企業・団体等の意識向上や取組を促す目的とシナリオが明確な事業内容であること。
- エ. 制作する情報発信コンテンツ等が住民に関心をもってもらう工夫がなされていること。
- オ. 最大限効果を発揮するよう、情報発信等が日常的かつ継続的に通年にわたり行われていること。
- カ. 事業効果の検証について、その内容や方法、頻度等が明確に示されていること。
- キ. 実施スケジュールが事業内容に沿っており、実施可能なこと。
- ク. 情報発信並びにコンテンツ制作等に必要な経費が妥当なこと。

審査結果の通知

結果は、令和元年5月下旬頃を予定しています。結果は全ての応募申請者に対して通知します。

4. 応募に当たっての留意事項①

（１）虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

（２）補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な公募要領別表 2—2 に定める経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

但し、地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業において、地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業に応募申請可能な事業者（地域コミュニティ）を活用する経費は補助対象となりません。

また、原則として補助金で財産（物品等）を取得することはできません。

（３）国民運動への賛同と協力

事業実施に当たっては、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）に賛同していただき、イベントやPR活動等普及啓発活動の場において、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）への賛同を呼び掛け、賛同数の報告などにもご協力いただくこととなります。

（４）効果的な実施

事業実施に際しては、別添 1（地域における地球温暖化防止促進事業に係るPLAN集）も参考に、訴求テーマに応じた適切なメッセージ、時期、主要な訴求対象、訴求方法を検討し、効果的な実施に努めてください。

4. 応募に当たっての留意事項②

（５）来場者アンケート

別添 2（訴求手法のカテゴリー）における情報発信型（能動型）（展示会等）及び双方向体験交流型（体験型イベント等）に該当する事業のうち、省エネ家電・省エネ住宅・エコドライブ・低炭素物流（再配達防止）に該当する事業については、来場者に対してアンケート（別添 3－1（会場アンケート設問集））を実施し、事業実施後、別添 4（会場アンケート実施概要）に基づき、アンケートの集計結果を協会に提出してください。

（６）インターネットアンケート

別添 2（訴求手法のカテゴリー）における情報発信型（受動型）のラジオに該当する事業については、別添 3－2（地域アンケート設問集）、別添 5（地域アンケート実施概要）を参考に、インターネットアンケートにより、リスナーの普及啓発効果の検証を 1 回以上行ってください。検証結果は、1 2 月までに協会に提出してください。

（７）PDCAシート

別添 6（PDCAシート）を手順書に従い、7 月、9 月、1 1 月及び 1 月に協会に提出してください（別添 7（PDCAシート提出概要））。

応募に当たっての留意事項③

（８）PDCAサイクル推進事業への協力

その他、別途、環境省が委託するPDCAサイクル推進事業委託業務受託者の事業実施に必要な協力を行ってください。

（９）事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省「地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業」によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようする必要があります。

応募書類について

5. 応募の方法①

【応募書類】

提出書類		代表者	共同事業者
ア	応募申請書※1、※2	○（様式1）	
イ	実施計画書※1、※2、※3、※4	○（別紙1－2）	
ウ	経費内訳※1、※2、※5	○（別紙2－2）	
エ	「COOL CHOICE」賛同証明書※6	○	
オ	会社概要パンフレット等※7	○※10	○
カ	決算報告書※8	○※10	○
キ	定款または法人登記簿	○※10	
ク	暴力団排除に関する誓約書	○※10	
ケ	その他事業内容に必要な補足資料※9	○	

- ※1 必ず協会のホームページからダウンロードして作成してください。
- ※2 事業ごとに様式が異なります。必ず応募する事業の様式であるか確認してください。
- ※3 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※4 「2. 補助対象となる事業」に掲げる要件が確認できる具体的な資料を必ず添付してください。
- ※5 金額の根拠がわかる書類（見積書）等を参考資料として必ず添付してください。
- ※6 参考「COOL CHOICE賛同証明書の発行について」を参考にしてください。
- ※7 代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等、申請者の業務概要がわかる資料。
- ※8 経理状況説明書（共同事業者がある場合はそれを含む。）として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書
- 応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出すること。
 - 法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
 - 申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しない。
- ※9 その他参考資料（申請書に記載した内容の根拠となる資料や、各事業で提出を求めている資料。）
- ※10 申請者が一部事務組合等である場合は提出を要さない。

5. 応募の方法②

【提出書類：〔紙媒体〕正本1部、副本1部 〔電子媒体〕1部】

ア

【様式1】

応募申請書 (印)

イ

【別紙1-2】

実施計画書

ウ

【別紙2-2】

経費内訳

エ

「COOL
CHOICE」
賛同証明書

オ

会社概要
パンフレット等

申請者が一部事
務組合等である
場合は不要

カ

決算報告書

申請者が一部事
務組合等である
場合は不要

キ

定款または法人
登記簿

申請者が一部事
務組合等である
場合は不要

Excelファイル

PDFファイル

ク

暴力団排除に関
する誓約書

申請者が一部事
務組合等である
場合は不要

PDFファイル

ケ

その他事業内容に
必要な補足資料

その他参考資料
(申請書に記載し
た内容の根拠とな
る資料や、各事業
で提出を求めている
資料。)

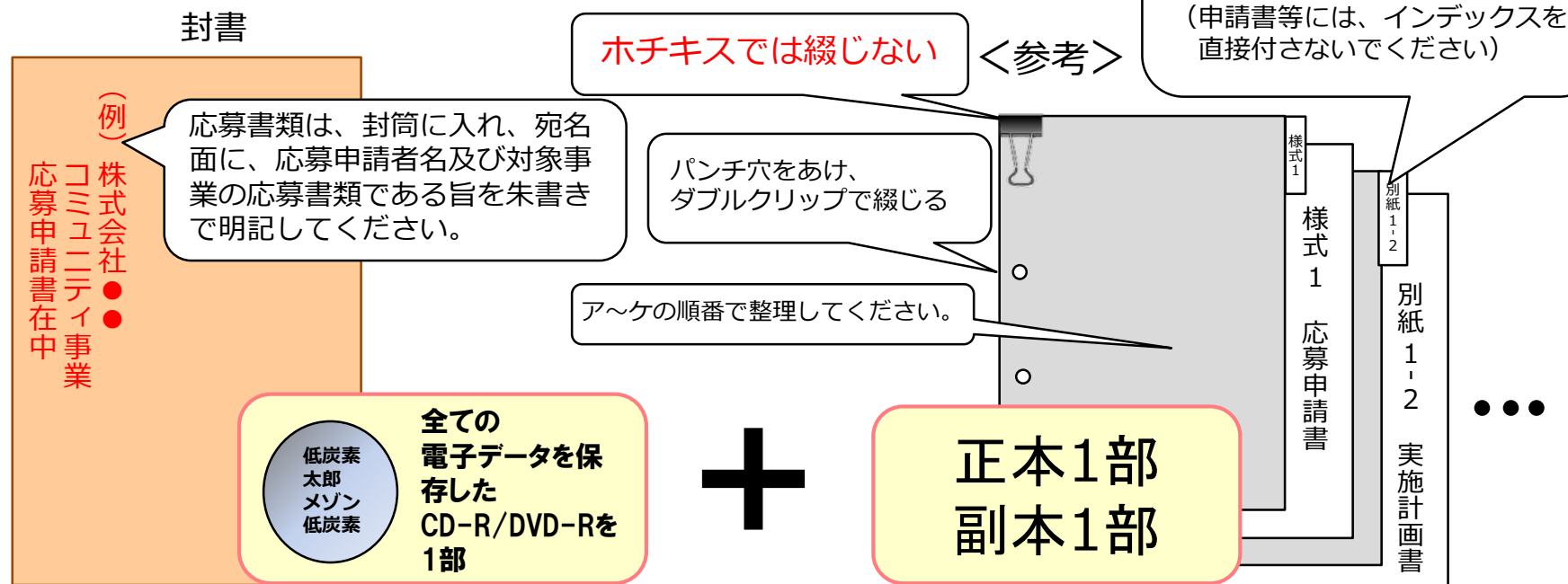
○ア、クは押印した原紙を郵送してください。

○ウは金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付してください。

○カは直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書

5. 応募の方法②

【提出方法】 持参または郵送



【提出期限・提出先】

平成31年4月26日(金) 17時 必着

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 宛

＜ご注意＞

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】コミュニティ事業 問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

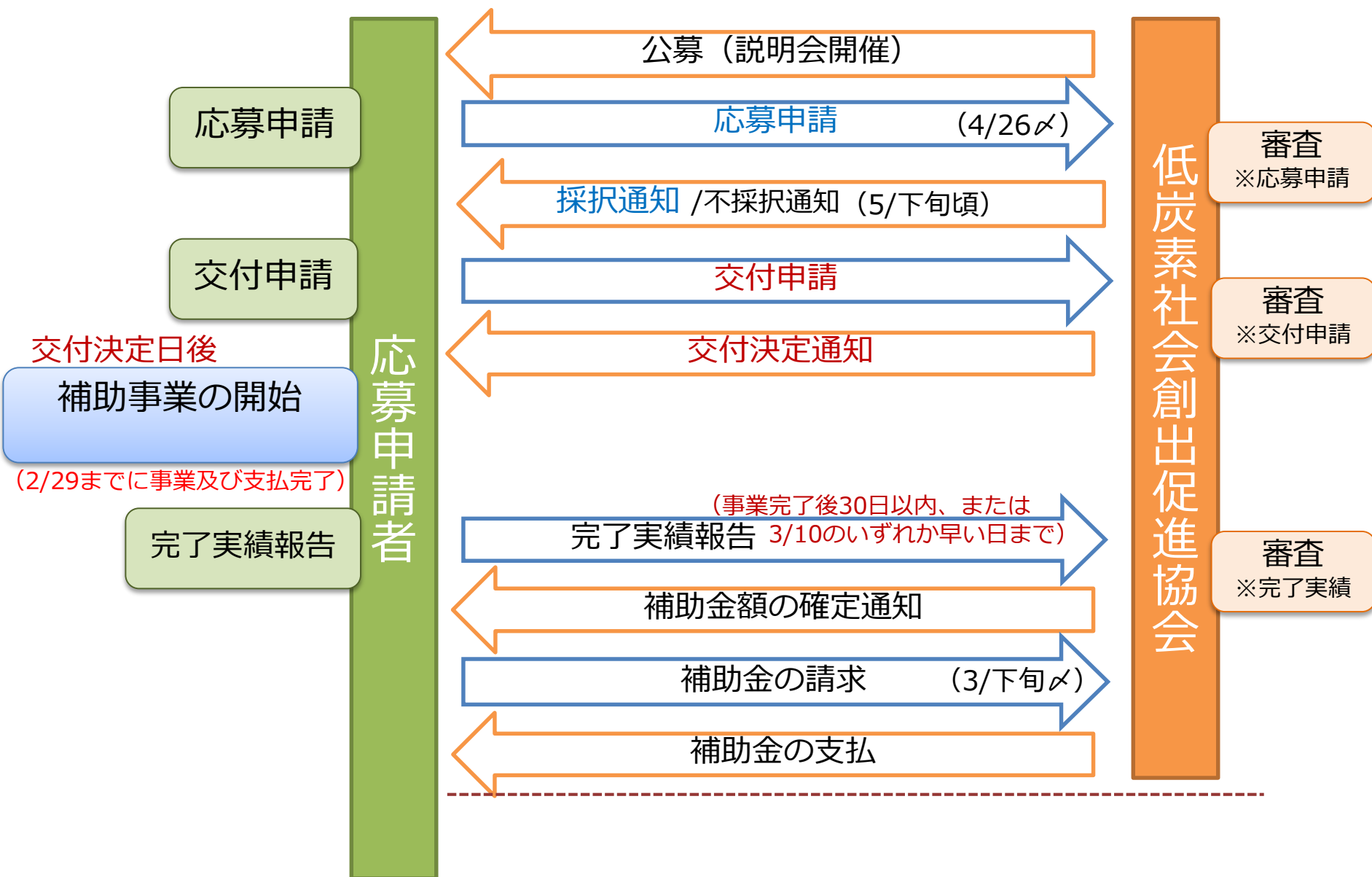
メールアドレス：renkei31@lcspa.jp

<問い合わせ期間>

平成31年4月22日（月）17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定のほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

（1）交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、令和2年2月29日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までに領収書を協会に提出することとする。）となります。

（2）交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、1. 2.（4）の実施期限までに確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。
- エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

3) 事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ア 契約・発注日は、協会の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続き（3者以上の見積合わせもしくは入札行為）によって相手先を決定すること。
- ウ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までに領収書を協会に提出することとする。）。

【補助金の経理等について】

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定**し、交付申請書を提出してください。ただし、地方公共団体における一般会計による事業においては、消費税を含めて補助金額を算定することができます。

【補足】 [交付規程 第8条 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業) 概要

改訂履歴

平成31年4月5日 Ver1.0 初版